



発行 東京都

目次

10

規則

○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則……………
（産業労働局農林水産部農業振興課）……………一

訓令

○東京都支庁長専決規程の一部改正……………
（総務局行政部振興企画課）……………七

規則（教）

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………八
- 東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則……………九
- 東京都立学校事務職員等研修規則の一部を改正する規則……………九
- 東京都立学校教育職員の人事考課に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
- 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………一〇
- 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金徴収規則の一部を改正する規則……………一〇

規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則を公布する。

令和四年三月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十一号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この細則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この細則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

（接道の認定申請書等の様式及び添付図書）

第三条 省令第四十八条第二項の規定により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて知事に申請し、その認定を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

一 付近見取図

二 配置図

三 平面図

四 二面以上の立面図

五 二面以上の断面図

六 その他知事が必要と認める図書又は書類

2 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた事項について変更しようとするときは、別記第二号様式による変更申請書の正本及び副本に、変更の内容に係る同項に掲げる図書を添えて知事に申請し、その変更認定を受けなければならない。

3 知事は、前二項により提出された書類を審査し、適当と認めるときは、別記第三号様式による通知書に、当該認定又は変更認定に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 知事は、第一項の認定又は第二項の変更認定をしないときは、別記第四号様式によ

る通知書に、当該認定又は変更認定に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(畜舎建築利用計画の認定の申請に係る添付図書)

第四条 省令第六十四条第一項の規定による知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 特例畜舎等以外の畜舎等にあつては、畜舎建築利用計画が法第三条第三項第四号に適合するものであることについて、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関が交付する適合証及び省令別表第一に掲げる図書
- 二 その他知事が必要と認める図書又は書類

(仮使用の認定の申請に係る添付図書等)

第五条 省令第七十六条第一項の規定による知事が必要と認める書類は、省令第七十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類とする。

(申請の取下げ)

第六条 法第三条第一項の認定、法第四条第一項の変更の認定、法第六条第二項ただし書の規定による認定、第三条第一項の認定又は同条第二項の変更認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、別記第五号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

(利用状況の報告)

第七条 省令第九十一条の規定による知事の定める日は、法第三条第一項又は法第四条第一項の認定を受けた日から起算して四年を経過した日以後の直近の一月三十一日とし、その後においては、前回の報告を行った日（報告を行うべき日までに報告を行わなかった場合は、当該報告を行うべき日）から起算して四年を経過した日以後の直近の一月三十一日とする。

(建築等又は利用の取りやめ)

第八条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、別記第六号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別記
第1号様式 (第3条関係)

(表)

認定申請書	年 月 日
東京都知事 殿	申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 申請者の連絡先 代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特別に関する法律施行細則第3条第1項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

(1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名：
(2) 住所又は主たる事務所の所在地：
(3) 連絡先：

2 設計者の概要

(1) 資格： () 建築士 () 登録第 号
(2) 氏名：
(3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
(4) 所在地：
(5) 連絡先：

(日本産業規格A列4番)

(裏)

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

(1) 工事施工地又は所在地
(2) 区域、地域、地区又は街区：
(3) 道路

ア 幅員：
イ 敷地と接している部分の長さ：
(4) 敷地面積
ア 敷地面積：
イ 省令第45条に規定する畜舎等の建築率：
ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：
(5) 畜舎等の種類
飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎
(6) 工事種類
新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替
(7) 建築面積
ア 建築面積：(申請部分) m² (申請以外の部分) m² (合計) m²
イ 建築率：
(8) 床面積：(申請部分) m² (申請以外の部分) m² (合計) m²
(9) 申請に係る畜舎等の数：
(10) 工事着手予定年月日：
(11) 工事完了予定年月日：
(12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：
(2) 工事種類
新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替
(3) 構造： 造 一部 造
A構造畜舎等 B構造畜舎等
(4) 高さ： m
(5) 備考

(日本産業規格A列4番)

第2号様式（第3条関係）

(表)

変更認定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第3条第1項の規定による認定を受けた事項を変更したいの
で、同条第2項の規定による変更認定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありませ
ぬ。

記

1 認定の概要

(1) 認定番号：
(2) 認定年月日：

2 申請者の概要

(1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：
(2) 住所又は主たる事務所の所在地：
(3) 連絡先：

3 設計者の概要

(1) 資格： () 建築士 () 登録第 号
(2) 氏名：
(3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
(4) 所在地：
(5) 連絡先：

(日本産業規格 A列 4番)

(裏)

4 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

(1) 工事施工地又は所在地
(2) 区域、地域、地区又は街区：
(3) 道路

ア 幅員：
イ 敷地と接している部分の長さ：
(4) 敷地面積
ア 敷地面積：
イ 省令第45条に規定する畜舎等の建設率：
ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：
(5) 畜舎等の種類
 同養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類
 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積
ア 建築面積：(申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)
イ 建設率：

(8) 床面積：(申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)
(9) 申請に係る畜舎等の数：
(10) 工事着手予定年月日：
(11) 工事完了予定年月日：
(12) 備考

5 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：
(2) 工事種類
 新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替
(3) 構造： 造 一部 造
 A構造畜舎等 B構造畜舎等
(4) 高さ： m
(5) 備考

(日本産業規格 A列 4番)

第3号様式 (第3条関係)

認定 変更認定	通知書	認定番号	第	号
		認定年月日	年	月
			日	
			東京都知事	

年 月 日付で申請のあった認定については、審査等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

第3条第3項の規定に基づき、認定 しましたので通知します。

記

- 認定
変更認定
に係る審査等の工事施工地又は所在地
- 認定
変更認定
に係る審査等の種類

(日本産業規格A列4番)

第4号様式 (第3条関係)

不認定 変更不認定	通知書	年	月	日
			東京都知事	

年 月 日付で申請のあった認定については、下記の理由により審査等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第3条第3項の規定による認定 をしないこととしたので通知します。

記

不認定
変更不認定
の理由

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

第5号様式（第6条関係）

取下げ届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

1 申請の種類

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の変更の認定

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定による認定

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第3条第1項の規定による認定

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第3条第2項の規定による変更認定

2 申請年月日：

3 取下げの理由：

4 備考：

（日本産業規格A列4番）

第6号様式（第8条関係）

取りやめ届出書

年 月 日

東京都知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づき畜舎等の
建築等
利用
を取りやめたいので、届け出ます。

記

1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

2 取りやめの年月日：

3 取りやめの理由：

4 備考：

（日本産業規格A列4番）